

高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例について 消費税改正情報

1、改正内容

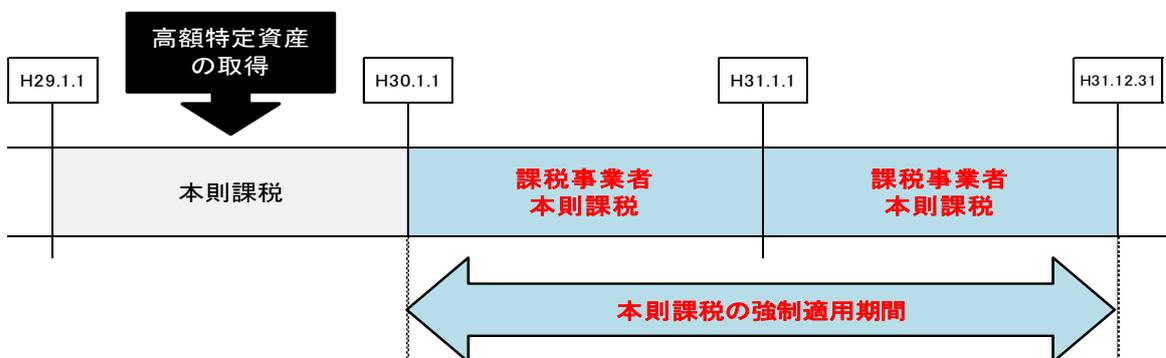
消費税の本則課税（いわゆる原則課税のこと）の適用期間中に、税抜金額 **1,000 万円以上の高額資産**を取得または建設等した場合には、下記期間については、いわゆる「**3年縛り**」が強制され、**消費税の簡易課税制度及び事業者免税点制度の適用ができなくなります。**

① 高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで本則課税が強制適用となります。

② 高額特定資産を自己建設等した場合

建設等に要した費用の額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間からその自己建設高額特定資産が完成した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで本則課税が強制適用となります。



2、高額特定資産とは

一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜金額）が **1,000 万円以上の棚卸資産**または **1,000 万円以上の調整対象固定資産**(※)をいいます。

(※) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で、一の取引単位の価額(税抜金額)が 100 万円以上のものをいいます。

3、適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。

ただし、平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、上記規定は適用されません。